

- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

熊本県告示第674号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成16年6月11日

熊本県知事 潮谷 義子

指定

指令番号	所在地	名称	住所	氏名	指定年月日
20	牛深市牛深町大池田1545の2	ふじ歯科医院	牛深市牛深町1917-2	森本武彦	平成16年6月1日
21	荒尾市西原町三丁目8-1	白井デンタルクリニック	荒尾市西原町三丁目8-1	白井徹郎	平成16年4月1日
22	玉名市岩崎12-1	有限会社つばめ薬局	玉名市岩崎12-1	有限会社つばめ薬局代表取締役久保田めぐみ	平成16年6月1日
23	菊池郡菊陽町津久礼3310	スマイルライン歯科クリニック	八代郡鏡町両出1255-5	医療法人社団鏡会理事長古田毅	平成16年6月1日

熊本県告示第675号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成16年6月23日

熊本県知事 潮谷 義子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	熊本有明海、不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海

2 申請期間

平成16年6月23日から平成16年6月30日まで

熊本県告示第676号

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第15条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

なお、平成15年5月16日熊本県告示第534号（漁港使用料徴収事務委託に伴う受託者）は、廃止する。

平成16年6月23日

熊本県知事 潮谷 義子

漁港名	受託者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合